

令和6年5月24日

中国地方“初”となる自家用車活用事業の許可を行いました

令和6年3月、国土交通省は、タクシー事業者の管理の下で、地域の自家用車や一般ドライバーを活用して、有償で運送サービスを提供することを可能とする制度（**自家用車活用事業※1**）を創設しました。

今般、**広島交通圏※2**のタクシー供給量が不足する曜日及び時間帯において、自家用車活用事業の実施を希望するタクシー事業者（7事業者）に対して、下記のとおり、自家用車活用事業（道路運送法第78条第3号に基づく自家用自動車有償運送）の許可を行いましたので公表します。

なお、中国地方における自家用車活用事業の許可は、今回が初めてとなります。

この制度の導入によって、安全・安心を確保しつつ、地域の移動の足の不足解消につながることを期待されます。

中国運輸局では、事業開始後のデータなどを踏まえた運用の改善も含め、さらなる活用の促進に向けて取り組んでまいります。

記

1. 許可年月日： 令和6年5月24日
2. 許可権者： 中国運輸局広島運輸支局長
3. 事業者名等： 別紙のとおり
4. 対象となる曜日・時間帯及び許可事業者数等：

曜日及び時間帯	許可を行った事業者数 (車両数)	[参考] 配分車両数(注)
月～木曜日：16時台～19時台	7事業者(15台)	50台
金・土曜日：16時台～翌3時台	7事業者(33台)	110台
日曜日：16時台～20時台	6事業者(9台)	35台

(注)令和6年4月26日に公表した不足車両数のうち、5割を実施希望のあった事業者に配分済みです。残りの5割については、不足車両数を見直すタイミングで改めて配布を行う予定です。

※1 自家用車活用事業とは

- ・特定の地域・時期・時間帯におけるタクシー不足の状態を、道路運送法第78条第3号の「公共の福祉のためやむを得ない場合」とし、地域の自家用車や一般ドライバーを活用して有償の運送サービスを提供する事業です。

※2 広島交通圏とは

- ・広島市(平成17年4月25日編入の旧佐伯郡湯来町の区域を除く)、廿日市市(平成15年3月1日編入の旧佐伯郡佐伯町及び吉和村並びに平成17年11月3日編入の旧佐伯郡大野町及び宮島町の区域を除く)、安芸郡府中町、海田町、熊野町及び坂町を指します。

【問合せ先】

中国運輸局自動車交通部旅客第二課 石井、小林
電話：082-228-3450

自家用車活用事業の許可を行った事業者の一覧（実施営業所名）

株式会社城北タクシー	（本社営業所）
株式会社宝塚かもめタクシー	（本社営業所）
つばめ交通株式会社	（本社営業所）
広島第一交通株式会社	（本社営業所、上安営業所、府中営業所）
有限会社吉島タクシー	（本社営業所）
鯉城交通株式会社	（本社営業所）
鯉城タクシー株式会社	（本社営業所）

計 7 事業者（五十音順）